

## 学生の行動制限の緩和について

2020/06/02 通知

2020/06/25 更新

理事（社会連携・学生）

5月25日(月)に公表された「外出自粛の段階的緩和の目安」における移行期間が6月19日(金)にステップ1からステップ2に進められたことに伴い、学生の行動制限を下記の通り緩和する。

但し、①「健康状態確認シート」により自らの健康状態を把握するとともに、②行動記録をつけ自らの行動を十分把握し、③可能な限り新型コロナウイルス接触確認無料アプリCOCOA(※)をダウンロードして、Bluetoothをオンにしておくことで陽性者との接触確認を自ら把握すること。

もし、発熱等体調不良があった場合や陽性者との接触が確認された場合には登学を控え、長崎大学保健・医療推進センター<sup>\*)</sup>に電話連絡し、指示を仰ぐこと。 \*\*)

陽性者との接触が確認された場合には、長崎大学病院においてPCR検査を実施します\*\*\*)

\*) <体調不良や感染予防等の相談窓口>長崎大学保健・医療推進センター  
TEL : 095-819-2213、2214



\*\*\*) 病院実習等がある医学部については、医学部の指示に従うこと。

\*\*\*\*) 保健・医療推進センターや長崎大学病院に直接行かないこと。

※厚生労働省(HP)新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA) :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

アプリに一部不都合あることが公表されていますが

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html))

個人情報に係る不都合ではありません。

## 記

### 1. 県外への国内（海外）移動について

- ・県外への移動規制を解除するが、マスク着用等十分な感染予防対策をとるとともに、上記二重下線部但し書①～③にある健康管理事項を遵守し、感染者が発生している地域では特に慎重に行動すること。
- ・ただし、海外への移動については従来からの移動規制を継続する。留学等で海外から帰国した者については、帰国後2週間は公共交通機関を利用せず、入国地（成田空港、羽田空港、関西国際空港、福岡空港等）周辺のホテル等に待機し、長崎に移動後は上記二重下線部但し書き①～③にある健康管理事項を遵守した上で行動すること。
- ・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

### 2. 入構規制について

- ・入構規制を解除する。その際には、3密回避等の感染防止対策が十分取られている場所を利用し、自らもマスクを着用し、3密回避に徹するとともに、手洗いや手指消毒をこまめに行うこと。

### 3. 図書館の利用制限について

- ・中央図書館、医学分館の開館時間を通常にもどし、平日8時半から22時とする予定（土日祝日は閉館）。経済学部分館は、現状通り平日8時半から20時、土曜日12時から18時とする（日祝日は閉館）。利用にあたっては、マスク着用等感染症予防対策をとること。館内での食事は禁止、会話も慎むこと。利用可能な座席を制限しているため、混雑状況によっては、入館を制限する場合があります。学外者の利用については引き続き制限する。今後は附属図書館のホームページ上で随時情報を更新していく。

### 4. アルバイトについて

- ・アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防（マスク着用を含む咳エチケット）

ケット、手洗い等)を必ず行うとともに、3密回避等の感染防止対策(マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等)が十分取られている店舗等でのアルバイトを選択するよう強く要請する。

- ・スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接待を伴う飲食業」でのアルバイトについては従来から学生に相応しくない職種として禁止されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止する。

#### 5. 集団で行う飲食及びカラオケについて

- ・国内における新型コロナウイルスの感染は一旦下火になりつつあるが、いつ、どこで感染拡大が起こるかは予断を許さないところである。現在でも、いわゆる「夜の街」関係や会食などで感染クラスターが発生していることを鑑みると、今後も引き続き感染・拡散の防止に努めることが求められている。
- ・このことを踏まえ、3密回避等の感染防止対策が十分取られている場所を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うことを前提に、長崎県内での飲食についてのこれまでの制限を解除する。適切な飲酒及び会食マナーを遵守し、深酒や大声を発するような飲食は厳にこれを慎むこと。
- ・カラオケについては飛沫感染のリスクが高いため、利用を禁止する。
- ・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

#### 6. その他

今後、新型コロナウイルスの再流行等により、本学から新たな行動指針等が出された場合等には、対面での活動を再び制限する等の措置をとることも考えられます。その場合にはそれらの指針等に従ってください。

以上